

横須賀市議会災害時BCP（業務継続計画）改訂 新旧対照表

下線が新たに追加した内容

新	旧				
<p>1 目的</p> <p>横須賀市議会災害時BCP※（業務継続計画）（以下「本BCP」という。）は、横須賀市内で大規模災害が発生し、<u>又は感染症の大規模な流行が発生したときは</u>、災害対策本部条例（昭和38年横須賀市条例第33号）に基づく横須賀市災害対策本部、<u>又は感染拡大防止対策のために特に設置される全庁的対策本部</u>（以下「市本部」という。）と連携を図り、議会として二元代表制の趣旨に則り、議事・議決機関、住民代表機関として、市民の安全確保と災害復旧に向け、迅速かつ適切な災害対策活動ができるよう、体制整備を行うものである。</p> <p>※ BCP：Business Continuity Plan（業務継続計画）。議会機能をおおむね平常に運用できるまでの期間を想定し、当該期間における議会、議員等の役割や具体的な取り組み等について定めた計画。</p> <p>2 本BCPが対象とする災害等の定義</p> <p>本BCPは、以下の災害時<u>及び感染症流行時</u>を対象とする。</p> <p>(1) 災害時</p> <p>市本部配備指令3号配備が発令されたとき （職員の配備については、P.12 <u>参考3</u> 配備指令の発令基準等を参照）</p> <p><u>(2) 感染症流行時</u></p> <p><u>横須賀市内で感染症法に基づく一類感染症、二類感染症及び指定感染症の流行が発生し、前記の全庁的対策本部が設置されたとき</u></p>	<p>1 目的</p> <p>横須賀市議会災害時BCP※（業務継続計画）（以下「本BCP」という。）は、横須賀市内で大規模災害が発生し、災害対策本部条例（昭和38年横須賀市条例第33号）の規定に基づき、又は特に甚大な局地的事故災害、又はそのおそれがあるとき（横須賀市災害対策本部配備指令3号配備）は、横須賀市災害対策本部（以下「市本部」という。）と連携を図り、議会として二元代表制の趣旨に則り、議事・議決機関、住民代表機関として、市民の安全確保と災害復旧に向け、迅速かつ適切な災害対策活動ができるよう、体制整備を行うものである。</p> <p>※ BCP：Business Continuity Plan（業務継続計画）。議会機能をおおむね平常に運用できるまでの期間を想定し、当該期間における議会、議員等の役割や具体的な取り組み等について定めた計画。</p> <p>2 本BCPが対象とする災害時の定義</p> <p>本BCPは、以下の市本部3号配備にかかる災害を対象とする。（職員の配備については、P.13・14 <u>参考3</u> 配備指令の発令基準等を参照）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">災害内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">3号配備</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・本市で震度6弱以上 ・大雨、事故災害等により市内全域で大規模災害又は甚大な局地災害発生／発生のおそれ ・大規模な原子力災害発生／発生のおそれ </td> </tr> </tbody> </table>	区 分	災害内容	3号配備	<ul style="list-style-type: none"> ・本市で震度6弱以上 ・大雨、事故災害等により市内全域で大規模災害又は甚大な局地災害発生／発生のおそれ ・大規模な原子力災害発生／発生のおそれ
区 分	災害内容				
3号配備	<ul style="list-style-type: none"> ・本市で震度6弱以上 ・大雨、事故災害等により市内全域で大規模災害又は甚大な局地災害発生／発生のおそれ ・大規模な原子力災害発生／発生のおそれ 				

新	旧
<p>3 議会の役割</p> <p>(1) 本BCPが対象とする災害<u>又は感染症の流行</u>が発生したとき、横須賀市議会は市民の安全確保、災害復旧<u>又は感染拡大防止</u>に向けた活動を行うための体制整備を行う。</p> <p>また、市本部が迅速かつ適切な災害対応<u>又は感染拡大防止対応</u>に専念できるよう、必要な協力・支援を行う。</p> <p>(2) 市本部の応急活動等が迅速に実施されるよう、議員から提供された地域の被災状況<u>又は感染状況</u>等の情報を整理し市本部に提供する。</p> <p>また、市本部からの情報を議員に提供する。</p> <p>(3) 市本部と連携・協力し、国、県その他の関係機関に対して要望活動等を行う。</p> <p>(4) 復旧・復興に向け、必要な予算を速やかに審議する。</p> <p><u>※ 横須賀市議会災害対策会議運営要綱に基づく災害対策会議が設置された時は、上記(1)(2)(3)の役割を同会議に一元化して行う。</u></p> <p>4 議員の役割</p> <p>(1) 地域の災害救援活動及び災害復旧活動、<u>又は感染拡大防止活動</u>に協力・支援を行う。</p> <p>(2) 市本部が応急活動等を迅速に行えるよう、地域の被災状況<u>又は感染状況</u>等の情報を提供する。</p>	<p>3 議会の役割</p> <p>(1) 本BCPが対象とする災害が発生したとき、横須賀市議会は、「横須賀市議会災害対策会議」(以下「災害対策会議」という。)を開催し、市民の安全確保と災害復旧に向け、災害対策活動を行うための体制整備を行う。</p> <p>また、市本部が迅速かつ適切な災害対応に専念できるよう、必要な協力・支援を行う。</p> <p>(2) 市本部の応急活動等が迅速に実施されるよう、議員から提供された地域の被災状況等の情報を整理し、災害対策会議を通して市本部に提供する。</p> <p>また、市本部からの情報を、災害対策会議を通じて議員に提供する。</p> <p>(3) 市本部と連携・協力し、国、県その他の関係機関に対して要望活動等を行う。</p> <p>(4) 復旧・復興に向け、必要な予算を速やかに審議する。</p> <p>4 議員の役割</p> <p>(1) 地域の災害救援活動及び災害復旧活動に協力・支援を行う。</p> <p>(2) 市本部が応急活動等を迅速に行えるよう、地域の被災状況等の情報を災害対策会議に提供する。</p>

新	旧
<p>(3) <u>市本部</u>からの情報を市民に提供する。</p> <p><u>※ 横須賀市議会災害対策会議運営要綱に基づく災害対策会議が設置された時は、上記(2)及び(3)の情報提供は、同会議を介して行う。</u></p> <p>5 市議会事務局の役割</p> <p>市本部が設置された場合、市議会事務局は、通常業務に優先して速やかに災害対応の業務に当たるものとする。災害が勤務時間外に発生した場合においては、速やかに市議会事務局に参集し、災害対応業務に当たる。</p> <p>(1) 来庁者の避難誘導、被災者の救出・支援を行う。</p> <p>(2) 市議会事務局職員の安否を確認する。</p> <p>(3) 正副議長の安否を確認する。</p> <p>(4) 本庁舎（議員控室等）にいる議員の安否を確認する。</p> <p>(5) 本庁舎1号館9階、10階、R1階（以下「議会層」という。）の被災状況を確認する。</p> <p>(6) 災害対策会議の開催準備をし、事務の補佐を行う。</p> <p>(7) 市本部との連絡体制を確保する</p>	<p>(3) 災害対策会議からの情報を市民に提供する。</p> <p>5 市議会事務局の役割</p> <p>市本部が設置された場合、市議会事務局は、通常業務に優先して速やかに災害対応の業務に当たるものとする。災害が勤務時間外に発生した場合においては、速やかに市議会事務局に参集し、災害対応業務に当たる。</p> <p>(1) 来庁者の避難誘導、被災者の救出・支援を行う。</p> <p>(2) 市議会事務局職員の安否を確認する。</p> <p>(3) 正副議長の安否を確認する。</p> <p>(4) 本庁舎（議員控室等）にいる議員の安否を確認する。</p> <p>(5) 本庁舎1号館9階、10階、R1階（以下「議会層」という。）の被災状況を確認する。</p> <p>(6) 災害対策会議の開催準備をし、事務の補佐を行う。</p> <p>(7) 市本部との連絡体制を確保する</p>

新	旧
<p>(8) 災害関係情報を収集・整理する。</p> <p>(9) 津波発生時は、避難者に議会層 10 階議場、委員会室を開放する。</p> <p>(10) 議会層の被災状況により、会議場所の確保をする。</p> <p><u>また、市本部が設置された場合、市議会事務局は、通常業務に優先して速やかに感染症対応業務に当たるものとする。</u></p> <p><u>(1) 議員及び市議会事務局職員の健康状態（症状、検査結果）を継続的に確認する。</u></p> <p><u>(2) 災害対策会議を開催することとなった場合、開催準備をし、事務の補佐を行う。</u></p> <p><u>(3) 市本部との連絡体制を確保する。</u></p> <p><u>(4) 感染症流行動向その他の関係情報を収集・整理する。</u></p> <p><u>(5) 議員及び市議会事務局職員に感染者が出た場合、議会層の汚染状況を確認し、会議場所の確保をする。</u></p>	<p>(8) 災害関係情報を収集・整理する。</p> <p>(9) 津波発生時は、避難者に議会層 10 階議場、委員会室を開放する。</p> <p>(10) 議会層の被災状況により、会議場所の確保をする。</p>

新	旧
<p data-bbox="114 197 528 225">6 災害対策会議の組織及び役割</p> <p data-bbox="510 245 1088 272">(P. 10 <u>参考 1</u> 横須賀市議会災害対策会議運営要綱参照)</p> <p data-bbox="136 293 1088 371">災害対策会議の組織は、議長、副議長、議会運営委員会委員長及び各会派代表者とする。議長は、災害対策会議を代表し、その事務を統括する。</p> <p data-bbox="136 437 1106 515"><u>災害時にあっては、</u>本会議や委員会がおおむね平常通り開催できるようになるまでの間、議会として行う取り組みは、災害対策会議に一元化する。</p> <p data-bbox="136 580 1106 711"><u>感染症流行時にあって議員の感染者（疑義者含む）が少ない段階では、委員会はオンライン会議の方法による開催を優先し、本会議は定足数を最低限保ちつつ他者との接触を極力回避する方法により開催する。</u></p> <p data-bbox="136 777 1106 1002"><u>多数の議員が感染するなどして上記の方法をもってしても本会議や委員会を開催することが不可能となった場合、平常通り開催できるようになるまでの間、議会として行う取り組みは、オンライン会議の方法により開催する災害対策会議に一元化する。その場合、横須賀市議会災害対策会議運営要綱（以下「要綱」という。）第4条第2項の規定に基づき議長が招集する。</u></p> <p data-bbox="165 1067 510 1094">災害対策会議の所掌事務は、</p> <ol data-bbox="125 1115 1016 1433" style="list-style-type: none"> (1) 議員の安否、居所、連絡手段等の掌握に関すること。 (2) 議員の招集に関すること。 (3) 市本部から情報の提供を受け、議員に情報の提供を行うこと。 (4) 議員等から情報を収集・整理し、市本部に情報の提供を行うこと。 (5) 国、県その他の関係機関に対する要望等に関すること。 (6) 市本部からの依頼事項に関すること。 (7) その他議長が必要と認める事項 	<p data-bbox="1140 197 1554 225">6 災害対策会議の組織及び役割</p> <p data-bbox="1525 245 2103 272">(P. 10 <u>参考 1</u> 横須賀市議会災害対策会議運営要綱参照)</p> <p data-bbox="1162 293 2114 371">災害対策会議の組織は、議長、副議長、議会運営委員会委員長及び各会派代表者とする。議長は、災害対策会議を代表し、その事務を統括する。</p> <p data-bbox="1162 437 2114 515">本会議や委員会がおおむね平常通り開催できるようになるまでの間、議会として行う取り組みは、災害対策会議に一元化する。</p> <p data-bbox="1191 1067 1536 1094">災害対策会議の所掌事務は、</p> <ol data-bbox="1153 1115 2045 1433" style="list-style-type: none"> (1) 議員の安否、居所、連絡手段等の掌握に関すること。 (2) 議員の招集に関すること。 (3) 市本部から情報の提供を受け、議員に情報の提供を行うこと。 (4) 議員等から情報を収集・整理し、市本部に情報の提供を行うこと。 (5) 国、県その他の関係機関に対する要望等に関すること。 (6) 市本部からの依頼事項に関すること。 (7) その他議長が必要と認める事項

新	旧
<p>7 災害時における議会及び議員の行動</p> <p>(改訂前後で変更ないため省略)</p> <p>8 感染症流行時における議会及び議員の行動</p> <p>(1) 流行初期</p> <p>ア 議会</p> <p>① <u>感染拡大防止に向けた活動を行うための体制整備を行う。</u> (委員会はオンライン会議の方法による開催を優先し、本会議は定足数を最低限保ちつつ他者との接触を極力回避する方法により開催する。)</p> <p>② <u>市本部の活動が迅速に実施されるよう、議員から提供された地域の感染状況等の情報を整理し市本部に提供する。</u> また、<u>市本部からの情報を議員に提供する。</u></p> <p>③ <u>市本部と連携・協力し、国、県その他の関係機関に対して要望活動等を行う。</u></p> <p>④ <u>感染症拡大防止や経済対策等に必要な予算を速やかに審議する。</u></p> <p>イ 議員</p> <p>① <u>本人及び家族の健康状態(症状、検査結果)を継続的に把握し、市議会事務局へ連絡する。</u></p> <p>② <u>感染者(疑義者含む)との接触を回避する行動を優先しつつ、地域の感染拡大防止活動に協力・支援を行う。</u></p> <p>③ <u>市本部からの情報を市民に提供する。</u></p>	<p>7 災害時における議会及び議員の行動</p> <p>(改訂前後で変更ないため省略)</p>

新	旧
<p><u>(2) 感染拡大期</u></p> <p><u>(オンライン会議等、他者との接触を極力回避する方法をとってもなお、本会議や委員会を開催することができない程度に市内での感染が拡大し、大規模災害発生時と同視できる段階に達したとき)</u></p> <p><u>ア 議会</u></p> <p><u>議長が災害対策会議を招集し、本会議や委員会を平常通りに開催できるようになるまでの間、上記 8 (1) アの①②③の機能を一元化して行う。</u></p> <p><u>※ オンライン会議等、他者との接触を極力回避する方法をとれば本会議や委員会を開催できる目途が立った段階で、災害対策会議が本会議や委員会を招集し、災害対策会議は解散する。</u></p> <p><u>イ 議員</u></p> <p><u>① 本人及び家族の健康状態（症状、検査結果）を継続的に把握し、市議会事務局へ連絡する。</u></p> <p><u>② 災害対策会議からの招集があるまでの間、自宅待機するなど自身の感染予防に努める。</u></p> <p>9 災害発生時等における連絡体制</p> <p>(1) 安否確認等</p> <p>ア 本BCPが対象とする災害<u>又は感染症流行</u>が発生したときは、</p> <p>① 災害発生時</p> <p>議員は、bcp@yokosuka-city-council.jp に自身の安否、居所及び連絡先を送信する。</p>	<p>8 災害発生時における連絡体制</p> <p>(1) 安否確認等</p> <p>ア 本BCPが対象とする災害が発生したときは、</p> <p>議員は、bcp@yokosuka-city-council.jp に自身の安否、居所及び連絡先を送信する。</p>

新	旧
<p>なお、メール等の使用が制限され、もしくは、携帯電話が使用不能の場合は、固定電話またはFAX等を使用し、 市議会事務局総務課 電話046-822-8460 FAX046-824-2663 に連絡するものとする。</p> <p>② 感染症流行時 <u>本人及び家族の健康状態（症状、検査結果）を継続的に把握し、市議会事務局（046-822-8460）へ連絡する。</u></p> <p>イ 災害対策会議からの情報提供 <u>（災害発生時・感染症流行時 共通）</u> 災害対策会議からの情報提供については、24時間体制とし、全議員配布資料として登録の携帯電話等でメール等により提供する。 なお、添付ファイルの有無やデータ量が多くメールで送れない場合は、市議会グループウェアを併用するものとする。</p> <p>ウ 登録メールアドレスの変更等について <u>（災害発生時・感染症流行時 共通）</u> 議員は、登録メールアドレスを変更・削除する場合は、その都度、事務局にその旨を連絡するものとする。</p> <p>※電話やメールの通信機能が使えないときは、LINE等のSNSや災害用伝言ダイヤル『171』（基本的操作方法は次頁参照）を利用するなど通信手段を確保する。</p> <p>○災害用伝言ダイヤル（171）の基本的操作方法 (改訂前後で変更ないため省略)</p>	<p>なお、メール等の使用が制限され、もしくは、携帯電話が使用不能の場合は、固定電話またはFAX等を使用し、 市議会事務局総務課 電話046-822-8460 FAX046-824-2663 に連絡するものとする。</p> <p>イ 災害対策会議からの情報提供 災害対策会議からの情報提供については、24時間体制とし、全議員配布資料として登録の携帯電話等でメール等により提供する。 なお、添付ファイルの有無やデータ量が多くメールで送れない場合は、市議会グループウェアを併用するものとする。</p> <p>ウ 登録メールアドレスの変更等について 議員は、登録メールアドレスを変更・削除する場合は、その都度、事務局にその旨を連絡するものとする。</p> <p>※電話やメールの通信機能が使えないときは、LINE等のSNSや災害用伝言ダイヤル『171』（基本的操作方法は次頁参照）を利用するなど通信手段を確保する。</p> <p>○災害用伝言ダイヤル（171）の基本的操作方法 (改訂前後で変更ないため省略)</p>

新	旧
<p>10 災害時における本BCPに基づく対応（フロー） （改訂前後で変更ないため省略）</p> <p>11 感染症流行時における本BCPに基づく対応（フロー）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> ・市内で一類、二類、指定感染症の流行が発生 ・本会議、委員会の開催（オンライン含む）が不能 <p style="text-align: center; color: red; font-size: small;">※本会議や委員会が機能している かぎり、そこでの取組を優先</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>横須賀市議会災害対策会議（以下「災害対策会議」）</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆災害対策会議の組織 議長、副議長、議会運営委員会委員長、各党派代表者 ◆災害対策会議の役割 <ul style="list-style-type: none"> ・議員（家族含む）の健康状態の確認 ・市本部から情報収集、議員への情報提供 ・議員から情報収集、市本部への情報提供 ・市本部からの依頼事項の検討 ・国、県その他の関係機関へ要望等 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0; text-align: center;"> <p>◆議員の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議員（家族含む）の健康状態を確認し、市議会事務局へ連絡 ・自身の感染を予防する行動を優先した上で、地域の感染拡大防止活動に協力・支援 ・地域の感染状況を市本部に報告 ・市本部からの情報を市民に提供 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>◆市議会事務局の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議員（家族含む）の健康状態の確認 ・横須賀市議会災害対策会議設置の準備 </div> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0; width: fit-content;"> <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">感染拡大防止のために特に設置される全庁的対策本部（以下「市本部」）</p> </div> <p style="margin-left: 20px;">情報の共有 相互連携</p>	<p>9 災害時における本BCPに基づく対応（フロー） （改訂前後で変更ないため省略）</p>

新		旧		
参考1 ○横須賀市議会災害対策会議運営要綱 (改訂前後で変更ないため省略)		参考1 ○横須賀市議会災害対策会議運営要綱 (改訂前後で変更ないため省略)		
参考2 <u>○横須賀市議会災害時BCP用備蓄品リスト</u>		参考2 ○横須賀市災害対策本部に市議会事務局として報告している非常用備品の保管状況		
食料	No.	品名	数量	保管場所
	1	飲料水 職員17名分+予備分 (目安3日程度)	63本 (1リットルのペットボトル) 24本 (0.5リットルのペットボトル)	10階倉庫
	2	非常食 (カンパン、クラッカー等)	一式	
	3	<u>白いごはん (24個入り)</u>	<u>120食 (24食×5箱)</u>	<u>ミーティングスペース</u>
	4	<u>保存用ビスコ</u>	<u>60袋入り</u>	
	5	<u>つくねと野菜の スープ (24個入り)</u>	<u>48食 (24食×2箱)</u>	
6	<u>ビーフカレー (24個入り)</u>	<u>96食 (24食×4箱)</u>		
各種 機 材	7	小型ランタン	4個	10階倉庫
	8	懐中電灯	2個	
	9	手回しラジオ	1個	
	10	充電電池	1組	
	11	やかん	2個	
	12	LED照明 (乾電池式)	8個	
	13	ラジオライトバッテリー (乾電池式)	1個	<u>ミーティングスペース</u>
食料	No.	品名	数量	保管場所
	1	飲料水 職員17名分+予備分 (目安3日程度)	63本 (1リットルのペットボトル) 24本 (0.5リットルのペットボトル)	10階倉庫
	2	非常食 (カンパン、クラッカー等)	一式	
	3	小型ランタン	4個	10階倉庫
	4	懐中電灯	2個	
	5	手回しラジオ	1個	
6	充電電池	1組		
7	やかん	2個		

新				旧
各種 機 材	No.	品名	数量	保管場所
	14	アルカリ乾電池	40本	ミーティングスペース
	15	簡単トイレ10回分 +ネット1個	210回分+ネット1個	
	16	簡単トイレ20回分 ×10袋		
	17	災害時用ウェット ティッシュ	200個	
	18	10人用救急セット		
	19	ごみ袋30枚入り ×4袋	透明60枚、半透明60枚	
	20	ゴム手袋 (M、L各1箱)	M100枚、L100枚	
	21	マスク	200枚(50枚入り×4箱)	
	22	アルミブランケット 50個	60個	
	23	アルミブランケット 10個		
24	貼るカイロ30個	30個		
25	折りたたみアウト ドアベッド(アルミ製)	2個		

新	旧
<p data-bbox="94 197 183 229">参考 3</p> <p data-bbox="94 245 407 277">○配備指令の発令基準等</p> <p data-bbox="407 341 792 373">(改訂前後で変更ないため省略)</p>	<p data-bbox="1128 197 1218 229">参考 3</p> <p data-bbox="1128 245 1442 277">○配備指令の発令基準等</p> <p data-bbox="1442 341 1827 373">(改訂前後で変更ないため省略)</p>